

「石巻市EC販路開拓支援補助金」について

新型コロナウイルス感染症により従来の販路に多大な影響を受けた市内の中小企業者等が、インターネットを利用した販路開拓を行うことを促進し、地域経済の活性化を図るため補助金を交付します。

補助金の概要

新型コロナウイルスの影響により、**直近の売上が減少**している事業者が、**EC（電子商取引）販路を開拓**する場合に、その**必要経費の2分の1**まで、**最大50万円**の補助金を交付します。

1 補助対象事業

インターネットを利用した販路開拓につながるもの。

- ①補助対象者が運営するECサイトの構築
- ②事業実施ECモールへの出店
- ③補助対象者が運営するウェブサイトにおけるEC販売機能の追加

※上記に該当していても、知識・技術等の情報を提供することにより対価を得る事業（レッスン・セミナー・教材販売など）は、補助対象外事業です。

2 補助対象者

中小企業者等又は個人事業主の方で、次の①から⑤までの条件を全て満たす方です。

- ①本市に主たる事業所を有する者であること。
- ②自らが販売する商品を生産又は製造の最終工程を行っていること。
- ③市税の滞納をしていないこと（徴収猶予を受けている場合は相談ください。）。
- ④補助金の申請前直近12カ月間のうち、任意の1カ月の売上高の合計が、前年、前々年又は前々々年の同月の売上高と比較して減少していること。

《計算の例》 申請日：9月10日

直近12カ月間 令和4年度	8月	7月	6月	5月	4月	3月
	50万円	40万円	40万円	50万円	40万円	45万円
	2月	1月	12月	11月	10月	9月
	30万円	40万円	45万円	40万円	30万円	45万円
前年 令和3年度	8月	7月	6月	5月	4月	3月
	50万円	40万円	40万円	50万円	40万円	45万円
	2月	1月	12月	11月	10月	9月
	30万円	40万円	45万円	40万円	30万円	45万円
前々年 令和2年度	8月	7月	6月	5月	4月	3月
	50万円	40万円	40万円	50万円	40万円	45万円
	2月	1月	12月	11月	10月	9月
	30万円	40万円	45万円	40万円	40万円	45万円
前々々年 令和元年度	8月	7月	6月	5月	4月	3月
	50万円	40万円	40万円	50万円	40万円	45万円
	2月	1月	12月	11月	10月	9月
	30万円	40万円	45万円	40万円	30万円	45万円

⇒売上高の減少額：30万円－40万円＝**△10万円** →補助対象○

⑤次の各号のいずれかに該当しないこと。

ア 国及び法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人

イ 政治団体

ウ 宗教上の組織又は団体

エ 石巻市暴力団排除条例（平成24年石巻市条例第42号）第2条第4号に規定する暴力団員等に該当していないこと。

3 補助対象経費

補助対象事業の実施に要する別表に掲げる経費（消費税及び地方消費税を除いた額）のうち、市長が必要かつ適当と認めたもの

※交付決定前に発注、購入、契約等を実施したものは補助対象になりません。

4 補助金の額

補助対象経費の2分の1以内、上限50万円

（1,000円未満の端数は切り捨て）

5 交付申請

補助金の交付を受けようとする事業者の方は、石巻市EC販路開拓支援補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて市長に申請してください。

※申請書類は、ホームページからダウンロードしてください。ダウンロードできない方は、産業部商工課、各総合支所地域振興課及び各支所の窓口に準備してあります。

6 添付書類

①石巻市EC販路開拓支援補助金事業計画書（様式第2号）

②石巻市EC販路開拓支援補助金収支予算書（様式第3号）

③補助対象経費の算定資料（見積書・積算資料など）

④売上の減少が確認できる書類

⑤履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し（中小企業者のみ）

⑥申請者（中小企業者の場合はその代表者）の本人確認書類の写し（運転免許証やマイナンバーカードなど）

7 申請方法

申請書の提出は、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため郵送での申請にご協力をお願いします。

8 申請期間

募集期間：令和4年7月11日（月）から令和4年12月28日（水）まで

9 事業の完了時期

令和5年2月28日（火）までに事業完了と実績報告書の提出が必要です。

申請を検討される方は、同封のQ & Aも必ずご覧ください